

# 「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」のご案内

## 令和4年2月からスタート

厚生労働省は、令和4年2月から9月までの間、福祉・介護職員の処遇改善を図るための「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を交付します。また、10月以降は、臨時の報酬改定を行い、同様の措置を継続することとしています。

### Q1. 交付金の額はどのように決められるの？

#### A1. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、**各事業所が受け取る交付金の額を毎月算定・支給**されます。  
算定式の「加算減算」には、処遇改善加算と特定処遇改善加算分が含まれます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{ある月の総報酬} \\ \hline \end{array} \quad \left( \{ \text{基本報酬} + \text{加算減算} \} \times \frac{1 \text{ 単位の}}{\text{単価}} \right) \quad \times \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{交付率} \\ \hline \end{array} \quad = \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{交付額} \\ \hline \end{array}$$

- これにより、**標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員1人当たり月額9,000円相当の交付金**が交付されます。
- 事業所の判断で、**福祉・介護職員以外のその他の職員**の処遇改善に補助金を充てることができます。  
その他の職員の範囲は、事業所の判断で柔軟に設定できます。
- このような仕組みで交付金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況などによっては、福祉・介護職員の皆さま全員に対して、**一律で月額9,000円の引き上げを行うものではありません。**

### Q2. 交付金の対象となる要件は？

#### A2. 以下の要件を満たすと、交付金を受け取ることができます。

##### ①福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること

- ◆令和4年2月サービス提供分からの取得が必要です。

##### ②原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施すること

ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、**令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善を行うこともできます。**

- ◆③の要件にかかわらず、令和4年2・3月分は一時金等による賃金改善も認めます。
- ◆令和4年2・3月分から賃金改善を実施した旨を記載した用紙を都道府県に提出してください。
- ◆令和4年2・3月分として見込まれる交付金額のすべてを、令和4年2・3月分の賃金改善に充てる必要はありません（Q3をご参照ください）。

##### ③交付金の全額を賃金改善に充てること

かつ、賃金改善の合計額の**3分の2以上をベースアップ等に充てること**

- ◆ベースアップ等とは、「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引き上げをいいます。
- ◆「福祉・介護職員」の賃金改善総額・「その他の職員」の賃金改善総額のどちらも、その3分の2以上をベースアップ等に充てることが必要です。
- ◆ベースアップ等に充てた額以外の分は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、全体として、交付金の額を上回る賃金改善を行うことが必要です。
- ◆処遇改善計画書と実績報告書に、「月額賃金改善額の総額」を記載してください。

Q3. 事業所内での交付金の配分方法は？

A3. 福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

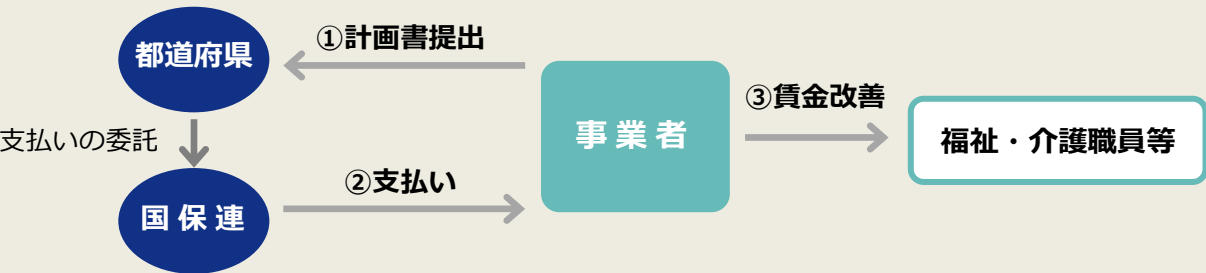
- 事業所で、福祉・介護職員だけでなくその他の職員の賃金改善にも充てる場合は、**福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。**
- 令和4年2月分から9月分の**交付金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要です。**  
(月ごとの賃金改善額がその月の補助金額を上回る必要はありません。)

Q4. 交付金の申請手続きは？

A4. 事業所が都道府県に対して申請を行います。交付金は国保連が支払います。

- 交付金を申請する場合、事業者は、**都道府県に計画書を提出**してください。  
申請が認可されると、都道府県から支払いの委託を受けた**国保連が交付金を事業者**に支払います。
- 報酬関係で市町村に届け出を行うサービス事業者も、**この交付金の届出先は都道府県**です。
- 実施期間終了後、事業所は**都道府県に実績報告書を提出**する必要があります。  
(要件を満たさない場合は、交付金の返還が必要となることがあります。)

申請から支払いまでの流れ



Q5. 交付金の申請・支払いスケジュールは？

A5. 令和4年2月に賃上げ開始の報告を行った後のスケジュールは以下の通りです。  
交付金は、2～4月分がまとめて6月に支払われ、その後11月まで毎月支払われます。

| 令和4年     |       |          |    |          | 令和5年    |
|----------|-------|----------|----|----------|---------|
| 2月       | 4月    | 6月       | 9月 | 11月      | 1月      |
| 賃金改善の実施  |       |          |    |          |         |
|          |       | 交付金の支払い  |    |          |         |
| 賃上げ開始の報告 | 計画書提出 | 交付金支払い開始 |    | 交付金支払い終了 | 実績報告書提出 |